

お詫びとご報告

このたび、会計検査院の「平成 23 年度決算検査報告」において、当センターにかかる厚生労働科学研究費補助金の交付について、以下の記載がなされました。

国立がんセンターに所属する研究者 A が実施している 2 研究事業において、補助対象経費に補助対象とは認められない前年度に納入された研究用物品に係る経費を含めていたため、国庫補助金計 5,518,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

注：平成 22 年 4 月 1 日に独立行政法人国立がん研究センターに移行しているが、指摘対象年度は移行前の平成 19・20 年度であるため旧名称となっている。

当該指摘を受け、当センターにおいて調査した結果、前年度に納品された物品の支払がその翌年度の研究費から行われていることが確認されました。本件は、平成 19 年当時の当センターにおいて、公的研究費の管理体制が未整備であり、研究費の取扱規程等の正確な理解がなされていない状況があったことにより生じたものと考えられ、該当額の返還について厚生労働省と調整中です。最先端のがん研究を担う当センターにおいて、今回のような研究費の執行が行われたことについて、お詫び申し上げます。

当センターでは、平成 20 年 7 月 1 日より、厚生労働科学研究費を含むすべての公的研究費で物品を購入する際のルールを定め、経理担当による一次検収を行うなどの改善を行っており、本件のような事案は現在は生じえない体制をとっておりますが、全職員に公的研究費の適正執行について周知徹底し再発防止に努めてまいります。

平成 24 年 11 月 2 日

独立行政法人国立がん研究センター
理事長 堀田 知光